

概要版

瀬戸市高齢者総合計画

(第8期瀬戸市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画)

～やすらぎプラン2021～

令和3年3月

愛知県 瀬戸市

I 計画の考え方

1 計画の背景と目的

日本の総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。平成12年に高齢化社会の到来を見据えて創設された介護保険制度は、社会全体で高齢者を支える仕組みとして大きな役割を果たしてきました。

いわゆる団塊の世代全体が75歳以上となる2025(令和7)年を見据え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の構築を地域の実情に応じて深化・推進してきました。

さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年に向け、総人口や現役世代人口が減少する中で高齢者人口がピークを迎え、日本の2040年の高齢化率は35.3%になると見込まれています。一方、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあり、各保険者の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要となります。

介護サービスについても、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の方の増加も見込まれる等、需要が更に増加や多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の介護を支える人的基盤の確保が必要となります。

以上の状況や経緯を踏まえ、本市では計画策定のための「基本指針」に沿って基本的事項を定めるとともに、第7期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画～やすらぎプラン2018～の理念を継承し、より一層の施策の充実が計画的に図られるよう

瀬戸市高齢者総合計画(第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画) ～やすらぎプラン2021～

を策定しました。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

なお、2025年、2040年までの中長期的なサービス・給付水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

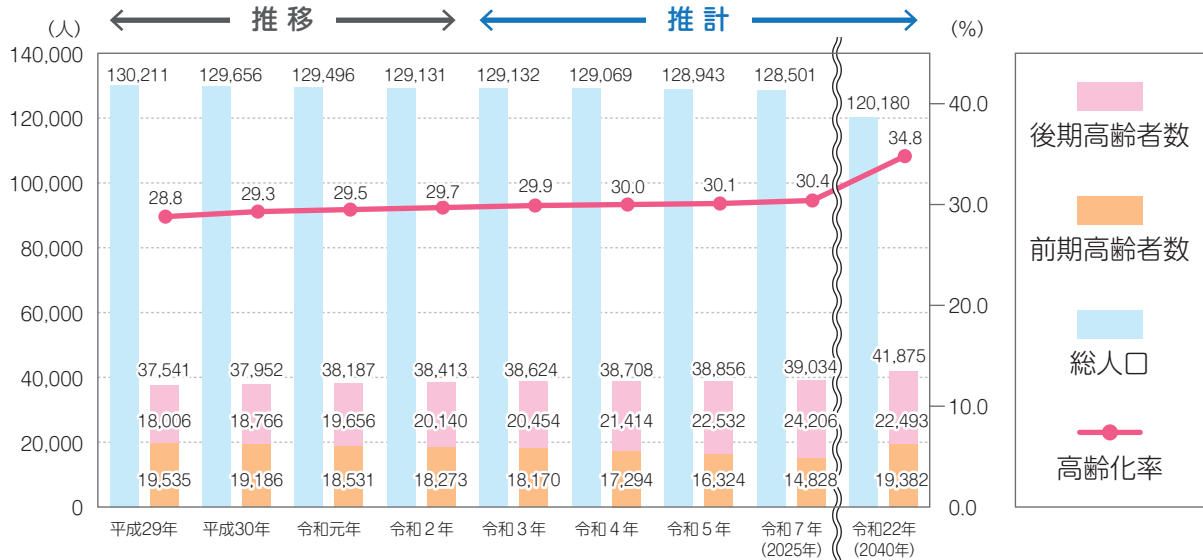


Ⅱ 高齢者の現状と将来推計

1 総人口及び高齢者人口

本市の総人口は、減少傾向となっていますが、高齢者人口は年々増加しています。総人口は2040年まで年々減少しますが、65歳以上の高齢者人口や高齢化率はこれまでと比べてゆるやかな増加を保つと推計されています。

人口の推移と推計

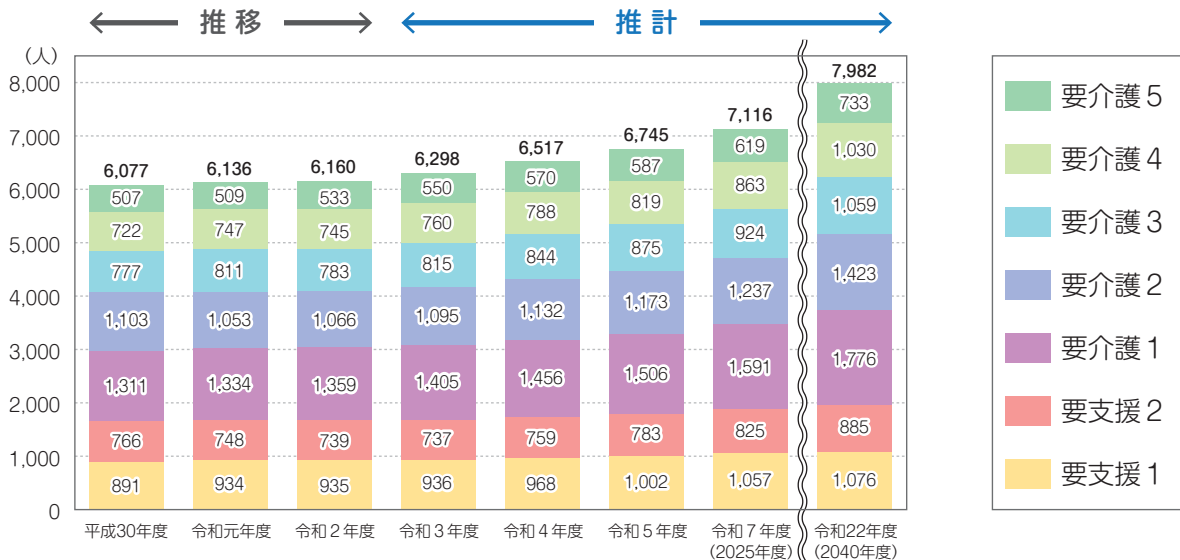


資料:「連区別・年齢(各歳)別・男女別人口一覧表」(各年10月1日現在)
推計値は本市の住民基本台帳の人口実績をもとにコーホート変化率法※を用いて算出し、第6次瀬戸市総合計画2040年の人口推計に合わせ補正

2 要介護等認定者数

本市の要支援・要介護認定者数の推移をみると微増傾向にあり、令和5年には6,745人、2025年には7,116人になる見込みです。

要支援・要介護認定者数の推移と推計(第1号被保険者)



資料:実績値は「介護保険事業状況報告」(各年9月末時点 ※住所地特例対象者を含む)
推計値は「地域包括ケア「見える化」システムによる推計」

Ⅲ 基本理念と施策の体系



1 基本理念

第7期計画では、団塊の世代全体が後期高齢者となる2025年を見据えた長期的な計画として、介護予防に力点を置く、より積極的な取組みをめざし、医療・介護・福祉等の各事業を多面的・総合的に展開するための地域包括ケアシステムの深化・推進を重点的に進めてきました。今後ますます高齢化が進む中で、「地域共生社会」の実現を目指すため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備等と併せて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等を一体的に取り組みることが重要であると考えます。このことから、本計画を策定するにあたり、第7期計画の基本理念を継承し、これまで進めてきた取組みを更に推し進めていく観点から、引き続き「高齢者が生きがいをもって安心して暮らせる社会の実現」を基本理念とし、計画推進のための評価指標として「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「認知症施策の推進」を掲げます。

＊ 高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現 ＊

【計画推進のための評価指標】

地域包括ケアシステムの深化・推進

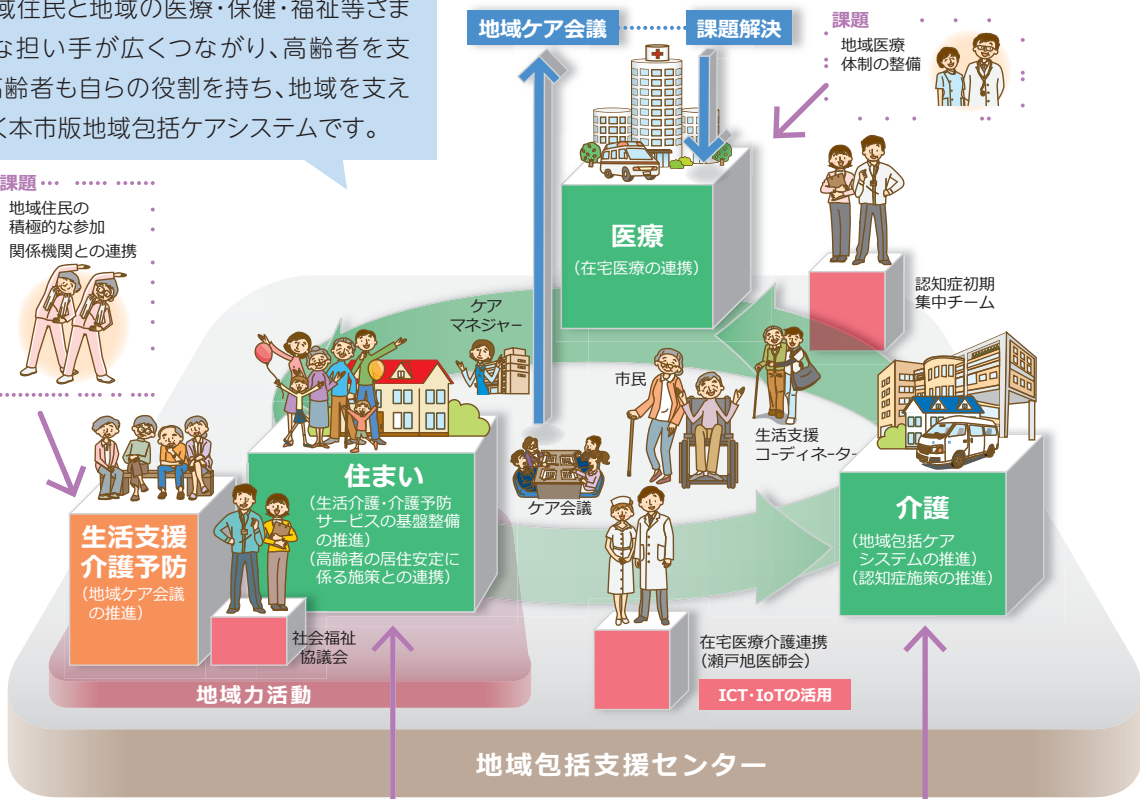
認知症施策の推進



瀬戸市もーやっこシルバーケアシステム

地域住民と地域の医療・保健・福祉等さまざまな担い手が広くつながり、高齢者を支え、高齢者も自らの役割を持ち、地域を支えていく本市版地域包括ケアシステムです。

- 課題
- 地域住民の積極的な参加
- 関係機関との連携



- 課題
- 移動手段の確保
- 買い物難民の解消
- 高齢者サロンの普及
- 見守りネットワークの充実
- シルバー人材センターの活用



- 課題
- 介護人材の確保
- 介護職従事者の質の向上



- 課題
- 地域医療体制の整備



2 施策の体系

基本理念



高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現



基本目標1
住み慣れた環境で
活躍できる社会の実現

- (1) 社会参加の促進と高齢者の生きがいの創出
 - ① 多様な生きがい活動・社会参加活動への支援
 - ② 高齢者の就業の促進・支援
- (2) 高齢者の自立支援
 - ① 住み慣れた在宅生活への支援
 - ② 安心・安全な住環境の整備

基本目標2
積極的に健康づくりに
取り組む社会の実現

- (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- (2) 健康づくりの推進

基本目標3
身近な地域における
生活の継続支援

- (1) 介護予防・生活支援の推進
 - ① 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の推進
 - ② 一般介護予防の推進
 - ③ 介護予防・生活支援サービスの体制整備
 - ④ 総合相談事業の推進
- (2) 家族介護者への支援の充実
 - ① 相談体制の充実
 - ② 就業定着・就業支援の充実

基本目標4
尊厳を持って豊かに暮らせる
よう“つながり”を維持し地域で
支え合える社会の実現

- (1) 地域包括支援センターの運営
- (2) 高齢者にやさしい地域づくりの推進
- (3) 高齢者の権利擁護

基本目標5
認知症の早期発見・
早期治療と認知症の
方への支援

- (1) 認知症施策の推進
 - ① 普及啓発・本人発信支援
 - ② 予防
 - ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援

基本目標6
安心できる
医療と介護の連携

- (1) 地域における総合的な支援体制の確立

基本目標7
介護保険事業の
円滑な実施に向けた
社会の実現

- (1) 介護保険事業の円滑な実施
 - ① 介護保険サービス基盤の計画的整備
 - ② 介護給付の質的向上への取組み
 - ③ 介護人材の確保に向けた対策
 - ④ 介護給付等適正化への取組み
 - ⑤ 低所得者への支援策

基本目標8
計画の進行管理の徹底

- (1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進
- (2) 各種データの利活用

計画推進のための評価指標

地域包括ケアシステムの深化・推進

／ 認知症施策の推進

Ⅳ 計画推進のための評価指標



1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の尊厳の保持や、地域が高齢者を見守り、支えるシステムの一環である地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが必要となります。その基盤として、必要な高齢者の介護、医療、住まい、予防および生活支援が柔軟に組み合わせられていくことが重要となります。

今後の社会情勢の変化に対応し、安心・安全な市民生活を持続させるため、地域住民と地域の医療・保健・福祉等さまざまな担い手が広くつながり、高齢者を支え、高齢者自身も豊富な知識と経験を生かし、自らの役割を持ち、地域を支えていく本市版の地域包括ケアシステムを、

「瀬戸市もーやっこシルバーケアシステム」

とし、その構築のため、防災、教育、子育て支援、就労、都市整備等各分野を担当する関連部局と連携し、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的にする重層的支援体制の整備を踏まえながら、包括的な支援体制の構築を推進します。

また本市では、高齢者支援をはじめ地域が抱える課題に住民が関心を持ち、参加し、解決していく「地域力向上」に取り組んでいます。各連区の自治会、民生委員、地域力推進組織やNPO等の市民団体と連携して地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止の推進にあたり、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた支援体制が必要です。要介護状態等になっても高齢者が生きがいを持って安心して生活できる地域の実現に向けて、地域の実態に応じた高齢者の自立支援に資する取組みの推進に取り組んでいきます。

- ①地域包括支援センターの体制強化
- ②地域ケア会議の開催
- ③生活支援コーディネーターの配置および協議体の設置
- ④一般介護予防事業
- ⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進



(2) 介護給付等対象サービスの充実・強化

高齢者が要介護状態等となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」の確立のため、要介護状態等となっても住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型サービス等の提供や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ります。

- ①住宅改修等の点検



(3) 在宅医療の充実および在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

在宅医療・介護連携を計画的かつ効果的に推進するため、地域の医師会・歯科医師会・薬剤師会・保健所・ケアマネジャー・介護保険事業所等と連携しつつ、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な実施時期や評価指標等を定め、PDCAサイクルに沿って取組みを推進していきます。また、看取りに関する取組みや、地域における認知症の方への対応力の強化に努めます。さらに、感染症や災害時においても継続的なサービス提供を維持するため、地域における医療・介護の連携が一層求められることから、在宅医療・介護連携推進事業を活用し、関係者の連携体制や対応を検討していきます。

①切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

(4) 日常生活を支援する体制の整備

支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、介護予防・生活支援員の養成等を通じ、生活支援・介護予防サービスを担う事業者の支援とともに、協働体制の充実・強化を図り、生活支援・介護予防サービスを整備していきます。

- ①移動支援事業
- ②生活コーディネーターの配置および協議体の設置
- ③もーやっこサポート事業
- ④高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
- ⑤介護予防・生活支援員養成研修の実施

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

居住支援協議会等の場を活用しながら、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組を推進し、低廉な住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ります。

- ①瀬戸市居住支援協議会の活用
- ②介護サービス相談員派遣事業

2 認知症施策の推進

認知症施策は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方やその家族の意見も踏まえて、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要です。

そのため、新たに定められた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援



V 所得段階別保険料の設定

所得段階別介護保険料（第8期計画）令和3年度～令和5年度の保険料区分

所得段階	対象者	割合	年間保険料額 (令和3～令和5年度)
第1段階	●生活保護または老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.45	28,700円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.62	39,500円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.75	47,800円
第4段階	●本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.88	56,200円
第5段階	●本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	63,800円
第6段階	●本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.1	70,200円
第7段階	●本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.25	79,800円
第8段階	●本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.4	89,400円
第9段階	●本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.55	98,900円
第10段階	●本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.75	111,700円
第11段階	●本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 × 1.95	124,500円
第12段階	●本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.15	137,300円
第13段階	●本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 × 2.35	150,000円

※1 年間保険料額は100円未満を切り捨てています。

※2 第1段階から第3段階までの保険料額は、各年度公費軽減により、基準乗率から一定の割合を軽減した保険料額となります。

●税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しにより、保険料区分算定に係る控除額を次のとおりとします。

第1～5段階…給与と所得がある方のうち、給与と所得控除及び公的年金等控除の適用後の合計所得金額が10万円以下の方については、その給与と所得の金額からさらに10万円を控除した金額で保険料区分を決定します。

第6～13段階…合計所得金額に給与と所得または公的年金等に係る雑所得が含まれる方については、給与と所得または公的年金等に係る雑所得の合計金額からさらに10万円を控除した金額で保険料区分を決定します。

第1号被保険者保険料基準額

月額 5,322 円 (年額 63,864 円)



概要版 瀬戸市高齢者総合計画
(第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)
～ やすらぎプラン2021 ～

発行日：令和3年3月

発行：瀬戸市 健康福祉部 高齢者福祉課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

TEL：0561-88-2621 FAX：0561-88-2633